

議会運営委員会 会議録

=====

日 時 令和2年5月11日（月曜日）

午前9時59分開会，午前11時29分閉会

場 所 第1委員会室

日 程

1 開 会

2 委員長挨拶

3 議長挨拶

4 協議事項

（1）令和2年第1回臨時会の運営について

① 日程について

② 上程される議案等について

ア 報 告 （12件）

イ 条 例 （ 1件）

ウ 補正予算 （ 2件）

（2）第1回臨時会及び第2回定例会における新型コロナウイルス感染防止対策について

（3）その他

5 閉 会

出席委員（6名）

委員長 海老原 一郎

副委員長 吉田 千鶴子

委 員 吉田 博史

委 員 鈴木 一彦

委 員 塚原 圭二

委 員 勝田 達也

欠席委員（1名）

委 員 小坂 博

その他出席した者

議 長 篠塚 昌毅
副議長 平石 勝司

説明のため出席した者（４名）

副市長 東郷 和男
副市長 栗原 正夫
市長公室長 川村 正明
財政課長 山口 正通

事務局職員出席者

局 長 小松澤 文雄
次 長 天貝 健一
係 長 小野 聡
主 査 寺嶋 克己
主 任 松本 裕司

傍聴者（０名）

○海老原委員長 おはようございます。ただ今から議会運営委員会を開会いたします。傍聴は有りませんね。

(「はい」との声あり)

○海老原委員長 はい。それでは、議長の方からご挨拶願います。

○篠塚議長 おはようございます。世界中のコロナ禍の中でお集まりいただきましてありがとうございます。今日は臨時議会の件、そして6月議会の件、またコロナ対策についてご協議いただくことがありますので、どうぞよろしくお願いします。

○海老原委員長 それでは、早速協議に入ります。協議事項(1)令和2年第1回臨時議会の運営について協議をお願いいたします。まず、令和2年第1回臨時議会の日程について執行部から説明願います。

○東郷副市長 おはようございます。臨時議会をお願いする理由ですけれども、新型コロナウイルスに係る緊急経済対策関連の補正予算の提出をさせていただきたいと考えてございます。内容については案件の中でご説明させていただきます。臨時会の日程でございすけれども、5月14日にお願いしたいと考えてございます。また、本会議の前に全員協議会の開催をお願いできればと思っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。

○海老原委員長 ただ今の件で、何かご意見ありますか。

(「なし」の声あり)

○海老原委員長 それでは、令和2年第1回臨時会の日程については、執行部説明のとおりといたします。次に、執行部から、上程される議案等の説明をお願いします。まず、報告について、説明をお願いします。

○川村市長公室長 おはようございます。私の方から第1回臨時会の議案等概要につきましてご説明させていただきます。着座にて失礼いたします。お手元の議案等概要をご覧いただきたいと思います。今回の提出案件は表紙にございますとおり報告12件、議案3件、合わせて15件でございます。1ページをお願いいたします。提出案件の一覧でございます。今回報告といたしまして専決処分12件。議案といたしまして条例1件、補正予算2件をお願いするものでございます。2ページをお願いいたします。専決処分12件につきまして、順次ご説明申し上げます。報告第3号専決処分の承認につきましては、土浦市消防団員等公務災害補償条例の一部改正でございます。改正の主な内容につきましては、消防団員が公務により、死亡、負傷、疾病等となった場合の損害補償の基準を定める政令の基準改正に伴いまして、補償基礎額を引き上げるものでございます。次に報告第4号専決処分の承認につきましては、土浦市介護保険条例の一部改正でございます。改正の主な内容につきましては、介護保険法施行令の改正に伴う改正で、消費税率引き上げに伴う低所得者の介護保険料の軽減幅を拡大するものでございます。3ページをお願いいたします。報告第5号専決処分の承認については、土浦市税条例等の一部改正でございます。改正の主な内容につきましては、地方税法等の一部改正に伴い市民税関係では所得税控除において、公平な税制を行う観点から、婚姻歴や性別にかかわらず、ひとり親控除が新設され、個人住民税も同様の改正が行われたことから、扶養

控除と申告書への単身児童扶養者の記載を不要とするなどの改正でございます。固定資産税関係では、所有者不明の固定資産について、使用者がいれば、その使用者を所有者とみなして、税を課すことが出来る規定を追加するほか、相続未登記の固定資産において、相続登記がされるまでの間、現所有者に申告させることが出来る規定を追加するものなどの改正でございます。4ページをお願いいたします。報告第6号専決処分の承認につきましては、土浦市国民健康保険税条例の一部改正でございます。改正の主な内容につきましては、地方税法の改正に伴い課税限度額を引き上げる一方、低所得者の税負担の軽減措置を拡充するほか、原発避難者に対する減免手続の特例措置を延長するものでございます。以上4件の条例改正につきましては、いずれも法改正が昨年度末であり、かつ本年4月1日から施行する必要がありましたことから地方自治法第179条第1項の規定により報告第3号は本年3月27日に、報告第4号は本年3月30日に、報告第5号及び第6号は本年3月31日に専決処分したものでございます。5ページをお願いいたします。報告第7号専決処分の承認については、土浦市税条例の一部改正でございます。新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置として、地方税法の一部を改正する法律が公布されたことに伴う改正でございます。徴収猶予制度では基本的にすべての税目において一定の期間収入が大幅に減少した場合、無担保・延滞金なしで1年間徴収猶予できる特例を創設するものでございます。固定資産税関係では、生産性の向上に資する先端設備の導入に対して、課税標準額をゼロとしているわがまち特例の適用対象に事業用家屋と構築物を追加するものでございます。軽自動車税関係では、環境性能割の軽減特例を6ヶ月延長する改正でございます。地方自治法第179条第1項の規定により法律が改正されました本年4月30日に専決処分をしたものでございます。以上5件の条例改正につきまして、地方自治法第179条第3項の規定に基づくご承認を賜りますようお願いいたします。続きまして、補正予算の専決処分でございます。報告第8号令和元年度一般会計補正予算（第9回）の専決処分の承認についてでございます。一番下の表、一般会計歳入歳出予算をご覧ください。歳入歳出それぞれ9,330万1,000円を追加し、総額を548億2,347万6,000円とするものであります。歳入につきましては、国庫支出金及び繰入金の増でございます。歳出につきましては、6ページになりますが、3款民生費2項児童福祉費の増額補正でございます。保育所等新型コロナウイルス感染症対策事業につきましては、公立保育所や私立保育所、認定こども園など、53園に配布することも用マスクや消毒液等の消耗品費及びオゾン発生器等の備品購入の計上でございます。歳入に国庫補助金を同額計上しております。国の補正予算に伴い早急に対応する必要がありましたことから、保育施設への配分額がまとまりました3月24日に専決処分したものでございます。私立保育園運営事業につきましては、平成30年度子どものための教育・保育給付国庫交付金の精算に伴う返還金につきまして、本年3月24日に返還の通知があり、3月31日までに返還する必要がありましたことから専決処分したものであります。続きまして、報告第9号令和2年度一般会計補正予算（第1回）の専決処分の承認についてでございます。下の表一般会計歳入歳出予算をご覧ください。歳入歳出それぞれ3,924万7,000円を

追加し、総額を507億1,924万7,000円とするものでございます。歳入につきましては、国庫支出金及び繰越金の増でございます。7ページをお願いいたします。歳出につきまして、3款民生費2項児童福祉費6目私立保育園費及び9款教育費4項幼稚園費1目幼稚園費につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、公立、私立幼稚園や幼稚園型認定こども園。合計13園で配布する子ども用マスクや消毒液などの消耗品費及びオゾン発生器などの備品購入費などの計上でございます。歳入に国庫交付金を同額計上するものでございます。6款商工費1項商工費2目商工業振興費につきましては、県が新型コロナウイルス感染症対策として、融資枠の拡充を図る茨城県パワーアップ融資に同調し本制度を利用する市内中小企業への信用保証料を補助するための経費を計上するものでございます。9款教育費2項小学校費及び3項中学校費1目学校管理費並びに5項社会教育費4目芸術文化振興費につきましては、当初予算の計上もれによりました屋外運動場LED照明のリース料及び市民ギャラリー一般利用者の駐車場使用料についての経費を計上するものでございます。本件につきましては新型コロナウイルス感染症対策に係る国の内定が本年4月1日にありましたことや年度当初から業務を実施する必要がありましたことなどから地方自治法第179条第1項の規定により本年4月1日に専決処分したものでございます。以上の専決補正分につきましては、先日の全員協議会においても報告をさせていただいたものでございます。8ページをお願いいたします。報告第10号令和2年度一般会計補正予算（第2回）の専決処分の承認についてでございます。上から2番目の表一般会計歳入歳出予算をご覧ください。歳入歳出それぞれ143億5,661万8,000円を追加し、総額を650億7,586万5,000円とするものでございます。歳入につきましては、国庫支出金及び繰越金の増でございます。歳出につきましては、下の概要をご覧ください。3款民生費1項社会福祉費につきましては、市民一人当たり10万円を支給する特別定額給付金の給付に要する経費の計上でございます。歳入に国庫補助金を同額計上するものでございます。4款衛生費1項保健衛生費につきましては、消毒液の購入が困難な状況となっていることから次亜塩素酸水を市民に配布するための生成装置購入等に要する経費の計上でございます。本件につきましては国の補正予算が本年4月30日に成立し、早急に対応する必要がありましたことなどから地方自治法第179条第1項の規定により本年5月1日に専決処分したものでございます。以上3件につきまして、地方自治法第179条第3項の規定に基づくご承認を賜りますようお願いをするものでございます。続きまして、9ページをお願いいたします。次に事故の和解についての専決処分でございます。報告第11号は公用車による人身事故の和解で、本年3月6日に専決処分したものであり、報告第12号は公用車による物損事故の和解で、本年3月23日に専決処分したものでございます。10ページをお願いいたします。報告第13号及び報告第14号は公用車による物損事故の和解で、報告第13号につきましては本年4月9日に、報告第14号につきましては本年4月23日にそれぞれ専決処分したものでございます。以上の4件につきましては地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したものであり、同条第2項の規定により報告するものでございます。以上で報告案件の説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○海老原委員長 ただ今の件で、何かご意見ありますか。

（「なし」の声あり）

○海老原委員長 次に、条例及び補正予算について、説明をお願いします。

○川村市長公室長 11ページをお願いいたします。議案の説明をさせていただきます。議案第33号土浦市国民健康保険条例及び土浦市後期高齢者医療に関する条例の一部改正については、被用者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合に休みやすい環境を整備するため、一定期間業務等に従事出来ない時の生活補償として支給する傷病手当金を国民健康保険の任意給付に追加するなど、所要の改正をするとともに、同様の改正が茨城県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療に関する条例においてもなされたことから後期高齢者医療に関して、本市が行う事務に当該手当金の申請受付を追加するものであり、公布の日から施行するものでございます。次に補正予算でございます。議案第34号は一般会計、議案第35号は国民健康保険特別会計の補正予算でございます。予算総括表をご覧ください。一般会計で5億6,328万2,000円。国民健康保険特別会計に400万円。合計5億6,728万2,000円を追加するものでございます。まず、一般会計の補正予算につきましては、12ページの上の表。一般会計歳入歳出予算をご覧ください。歳入歳出それぞれ5億6,328万2,000円を追加し、総額を656億3,914万7,000円とするものでございます。主に4月30日に提出した国の補正予算による新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の対象事業でございます。まず、3款民生費2項児童福祉費4目母子父子福祉費。児童扶養手当受給者への独自給付金事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている母子父子家庭への生活を市独自で支援するため、児童手当を受給する世帯に対して対象児童1人当たり1万円を支給するための経費の計上でございます。地方創生臨時交付金の活用を予定しており、歳入に国庫交付金にも計上しております。13目子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費は、子育て世帯への生活支援として、児童手当を受給する世帯に対し児童1人当たり1万円を支給するための経費の計上でございます。こちらは地方創生臨時交付金とは別に事業費の10分の10が補助されることから歳入に国庫補助金を同額計上するものでございます。4款衛生費1項保健衛生費2目予防費は市独自で市民に配布するマスクや消毒液。医療機関に配布する防護服やガウンなどの購入経費の計上でございます。歳入には地方創生臨時交付金を計上するものでございます。その下、既存予算の財源更正につきましては、本年4月に購入したマスク等の購入費及び5月1日に専決処分いたしました次亜塩素酸水生成装置購入費に地方創生臨時交付金を充当することによる財源更正でございます。3項清掃費2目ごみ処理費は、外出自粛要請が出されて以来、自宅などから排出されるごみの量が増えていることから負担軽減を図るため全世帯を対象に1世帯当たりごみ袋10枚を配布するための経費の計上でございます。地方創生臨時交付金充当事業でございます。6款商工費1項商工費2目商工業振興費は、まず1つ目が商工業振興育成新型コロナウイルス感染症対策事業で、雇用の維持や継続を支援するため、中小企業で融資を受けられなかった事業者に対し、県と同調

して、無利子無担保で貸し付けを実施するための市の負担分の計上でございます。その下、既存予算の財源更正につきましては、本年4月に専決処分しました中小企業信用保証料補助金に地方創生臨時交付金を充当することによる財源更正でございます。2つ目、持続化給付金支給事業は、国では前年同月比で売上が50%以上減少した事業者を対象としておりますが、国の支援を受けられない事業者。具体的には、売上が30%から50%減少した事業者に対し20万円を給付するための経費の計上でございます。地方創生臨時交付金充当事業でございます。13ページをお願いいたします。9款教育費6項保健体育費5目学校給食費は、1つ目が学校給食費返還等事業で、学校の臨時休校に伴う給食停止により、給食食材納入業者に生じた損失や売上減少に対して、補償を行う経費の計上で歳入には全国学校給食会からの補助金を計上しております。2つ目の学校給食センター管理運営事業は、子育て世帯を市独自で支援するため、市立の幼稚園、小中中学校、義務教育学校へ通う子ども達の給食費2か月分を無料化するものでございます。こちらはすでに保護者からの給食費を財源として歳入歳出予算が組まれていることから保護者からの給食費分を減額し、一般財源を充当する財源更正を行うものでございます。続きまして、国民健康保険特別会計の補正予算でございます。条例改正にもありましてとおり、国民健康保険の被保険者が新型コロナウイルス感染又は感染の疑いがあり、療養のため労務に服することができず、給与等が受けられない場合に生活保障として傷病手当金を支給するものでございます。全額特別調整交付金による財政支援がございました。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○海老原委員長 ただ今の件で、何かご意見ありますか。

(「なし」の声あり)

○海老原委員長 以上で、上程される議案等の説明はおわりました。その他執行部から何かありますか。

(「なし」の声あり)

○海老原委員長 それでは、執行部の皆様は退席していただいて結構です。

(執行部 退席)

○海老原委員長 それでは、次に、第1回臨時会及び第2回定例会における新型コロナウイルス感染防止対策についての協議に移ります。事務局から説明願います。

○天貝事務局次長 いわゆるコロナ対策につきましては、4月14日の議運において議席や委員会での対応策についてご協議いただきました。その結果、議席につきましては中央の3人掛けの席を2人掛けにすることとしまして、委員会はなるべく第1委員会室で行うよう決定したところでございます。また、一般質問の在り方につきましても議論が行われまして、最終的には6月定例会前の議運において結論付けることとなりました。その後、県南の市議会でのコロナ対応について情報が入ってきておりますので、それらを参考に本日前倒しでご協議いただきたいと存じます。それでは資料No.3をお願いいたします。こちらの資料につきましては、つくば市、牛久市、取手市の状況をまとめたものでございます。1番のつくば市につきましては、本日協議を行うということでございまして、こちらに示してあるのは事務局案というものであります。その中の一部につ

きましては、先日5月1日に行われた臨時会ですでに実施していると伺っております。

(1)の議場に入る人数等でございますけれども、①1議員につきましてはドント方式によりまして、各会派の人数を定足数を確保したうえで決定していくという案でございます。2番目、副議長は会派の控室で待機して、音声モニターを確認するというものでございます。議場に入れない議員につきましては、音声等で確認をします。討論、採決の際には、全員入場して行うというものでございます。執行部につきましても、出席者は必要最小限としまして、副市長は2人のうち1人を出席とするというものでございます。4点目ですけれども、一般質問、議案質疑の際は、議員1人ごと休憩をして執行部の入れ替えを行うというものでございます。(2)の議場の関係については入り口のドアを開放して換気を行うと。(3)一般質問ですけれども、こちらにつきましてもドント方式により各会派から質問を行う人数を制限し、全体で10人程度とするという案でございます。1日に行う人数を3人程度とするということでございます。4点目ですが、質問事項は各会派内で調整するとともに、緊急性を考慮したものとするという協議案でございました。こちらに出て来るドント方式というものでございますけれども、これについては比例代表制で議席を配分する際に用いられる計算方法であります。ご説明させていただきます。1枚おめくり頂き、A4横長でですね「ドント方式とは」と書かれた資料をご覧ください。表の一番上の行にA党からE党が選挙で獲得した得票数をそれぞれ記しております。その得票数を一番左の列の1から6の整数で割り算した値が右側にそれぞれ記されております。例えば、整数1でA党の5,000票で割ると、5,000ですね。整数2をA党5,000で割ると2,500というような具合でございます。この計算して算出した値を大きい順に番号を①から⑩まで振ります。ここでは全政党に割り振る全議席数の総数を10議席と仮定していますので⑩まで番号を振ったものです。その結果、ご覧の様に①がA党の5,000。②がB党の4,000。③がC党の3,000。その次に大きい数字が2,500でございますので、A党の2,500が④。次に大きい数字が2,000ですのでB党の⑤と。次に大きいのが1,666.7ということになりますので。次に大きいのがC党の1,500。次がD党の1,400。次がB党の1,333.3と10番目に大きい数字がA党の1,250ということになります。この結果、⑩まで順位が付いた枠の数が、それぞれの政党が獲得した議席数となります。つまり下段に議席数を記載しておりますとおり、A党は4議席、B党は3議席、C党が2議席、D党が1議席、E党は0議席ということになるものでございます。仮にこのドント方式を用いて各会派から質問を行う人数を導き出すには、A党からE党の行に各会派名を、得票数の行に各会派の所属人数を記入して、左の列の1から6の整数で割り、その算出した値に順位を付けていけば各会派の質問を行う人数を導き出すことができるというものでございます。続きまして、資料3にお戻りいただきたいと思います。2番目の牛久市の状況でございます。牛久市につきましては、一般質問は会派代表質問のみとしまして、質問時間を45分から15分短縮して30分にとすると。無会派の議員につきましては4人でございまして、グループを組み1人が代表質問を行うというものでございます。出席議員につきましては、定足数を欠かないよう会派内で調整しまして、2

分の1にするということで、答弁者以外の執行部につきましても別室で待機するという
ことをごさいました。続いて3番目取手市でございます。6月定例会については会期を
1日のみとするというものでございまして、一般質問を中止というもので、やり方を下
に記載してございます。開会前に市長等からテレビ会議で議案の提案理由の説明を行う
というものでございます。報道でもありましたように、今回の臨時会でも実施したとい
う経緯がございます。議案に対する質問を取りまとめて文書で質問を行いまして、文書
で回答をいただき、全議員にメールで配布すると。事前の委員会につきましてはテレビ
会議で実施するというものでございます。本会議につきましては、議案の提案理由。こ
ちらにつきましては省略。議案質疑。こちらについてはさらにある場合には行うとい
うものとなっております。委員会付託を省略しまして、討論、採決を行うというもので
ございました。その他、かすみがうら市が本日、守谷市が明日、対応を協議すると伺っ
ております。つくば市の方ですけれども、本日協議を行いますけれども、コロナの関
係の状況は刻々と変わっているということから最終的には6月定例会までに決定したい
という風に伺ってございます。説明は以上でございます。

○海老原委員長 ただ今の件で、何かご意見ありますか。

○勝田委員 各市の取組をご説明していただきました。第1回臨時議会と第2回定例会
に関する話を今話し合っているんですね。これ最終的に、確認なんですけれど、コ
ロナウイルスの状況というのは日々変化をしていく中で、最終的にこれを決めるのは
いつですか。期限って。

○天貝事務局次長 6月定例会前の議運が5月22日に予定されておりますので、最終
的にはそこで決めることになるであろうかと思っておりますけれども、一般質問の準備とかも
ありますから、なるべく早くお決めになって示した方がよろしいかなと考えております。

○勝田委員 そうしますと、今の状況から判断をいたしますと、通常通り行うとい
うことはちょっと難しいのかなと、私は感じておりまして、それに伴っていかに削減する
かの観点からお話がでていると思うのですけれども。私は今ご説明いただいた中では、
つくば市の形のドント方式で人数を絞っていくということがよろしいのではないかと
いう風に思っています。以上です。

○鈴木委員 議運で今日話し合うべきことは2点だと思うんですね。1点は臨時議会運
営の方法。さっき議案の説明があっただけで臨時議会をどういう風に運営していくか、
まだ話し合われていないと思うんですね。例えば、予算決算委員会がある訳だから、歳
入は全体会で開いて、歳出は分科会を開いて、本会議休憩中にやるのか。そういったの
を省略してやるのかという臨時議会の運営の方をまず一つ詰めなければいけないこと
ではないのかなと。6月定例会の運営の方法については、そもそも議運は、議長さんの諮
問のあれなんで、まず、議長さんがどういう風に考えているのかという。丸投げね。ど
ういう風にするのかを考えろと言われているのか。その辺をちょっとお尋ねしたいので
すが。議長さんの考え。

○篠塚議長 まず、臨時議会と定例会の違いは一般質問をするかしないかが大前提にな
りますので、6月の定例会は一般質問をするということでどうしていくかという運営を

踏まえて考えていただきたい。臨時議会については、これは会場を3密の状態をつくらないということで、それについて考えていますので、それで会場内に全員入れるのか。また、ドント方式みたいな形をとって入れるのかとか。そのようなことを考えて行かなければと思っております。

○鈴木委員 そうすると予算決算の審議に関しては、委員会を省略して本会議だけでやるのか。そういうところはどういう風に考えていますか。

○天貝事務局次長 今鈴木委員からお話がありました予算決算委員会ですか。今年第1回定例会で設置したものですけれども。こちらの施行日が本年の令和2年第2回定例会からということになりますので、6月定例会からの設置ということになります。

○鈴木委員 そうすると臨時議会での議案審議は本会議場。事前の委員会はやるんでしょうけれども、本会議場のみでの対応ということでしょうか。

○天貝事務局次長 臨時議会の委員会については、分割付託を行いますので従来通り行います。

○鈴木委員 ということは1回本会議を開会して休憩して、常任委員会を開いて、また、再度戻るということは、議案質疑は通常通り、自分の所管の委員会以外の議案質疑は受け付けるという形でよろしいですか。

○天貝事務局次長 議案質疑につきましては、定例会のように通告はございませんけれども、市長からの提案説明ののちに議長から議案質疑がありますかという問いかけがありますので、その場で所管委員会以外の質疑ができるというものでございます。

○鈴木委員 6月定例会の方は、今回予算決算委員会が成立している訳ですね。ということは歳入は全体でやって歳出は分科会という形で行くかどうかを今話し合ってほしいということなのか。それを確認したいんですけれども。

○天貝事務局次長 6月定例会からは、委員会条例を改正した通り設置されますので、それに従って、また、予算決算委員会の歳入を行いまして、その後分科会において、歳出の審査を行っていただくということになります。

○鈴木委員 はい。わかりました。

○篠塚議長 予算決算委員会等については、先日の全員協議会でご説明させていただいて、各委員会の委員長さん、副委員長さんに集まっていただいて日程調整をしていただきました。それで皆さんのところに通達がいっていると思うんですが、各委員会この会場でやるものですから1つの会場でやるので調整をしていただいて、開催するという方向になっていますのでよろしくお願いします。

○鈴木委員 次に、一般質問についてどうするかというのは、議長の考えはまだ定まっていない。ここで決めるかどうか。

○篠塚議長 取手市議会のように一般質問をやらないというような方向もあるんですが、私としては、議員として一般質問については、こういう困難な時期だからこそ質疑をして市民の安心安全を守るようなことをしていくのが議員の役割だと思いますので、一般質問はぜひやっていただきたいと思っております。ただ、その方法としてはいろいろな方法が考えられて、それを議論していただければと思っております。

○鈴木委員 わかりました。私の考えをここで述べさせていただければと思います。一般質問よりは、会派代表質問で行った方がいいのではないかなと。先ほどの資料3ですか。思うので、私の感じたところで、私の意見です。

○海老原委員長 それでは委員の皆さんの意見を伺います。

○塚原委員 今日提示していただいたやつを見ると、3番目のテレビ会議システムというのがうちではちょっと無理なのかなというのがちょっとありまして、やはり先ほど議長からもありましたとおり、一般質問はこういう時期でもありますので、やるということを見ると1番のドント方式みたいのを前提に考えた方がいいのかなと思うのですが。実際そうすると、だいたい人数の割合というと11名と7名が2名という感じですかね。まあ、党のところに人数を入れると。

○篠塚議長 お示しした通りのドント方式の人数の割合はですね。まず議場に入る人数もあります。それから一般質問をやるかやらないか。その人数割合表をこれにするかという点もあるので、それも含めてご協議いただきたいなと思っております。ちなみに、ドント方式をそのまま採用しますと、1人会派の方がいらっしゃいますので、そうすると会場に入れないということもあるので、それは特例として入れるというか。その点と議席の席を決めた場合にくっついて座る席がある可能性があるもので、そういうものを含めてご検討いただければと思っております。

○天貝事務局次長 今、塚原委員、篠塚議長からありましたドント方式につきまして、事務局の方でシミュレーションしてあるものがございますので、配付いたします。

○吉田（博）委員 これは、次の議運が22日だろう。議長は一般質問もあるからという意見もあったけれども。コロナがあるから、これがどういう状況が、どういう風に変化するかわからないから、これは見守るべきだと。ましてや、6月定例会のやり方は、一応会派の方で議論してもらった方がいいな。これ。議運のこのメンバーだけでどうではなくて、会派にみんなが持ち帰って22日までに。ある程度会派の結論というか考え方を出して、それをいただいて議運で議論した方がいいんじゃないのかなと思うんだよな。一般質問はやるとしたって、だいたい質問の内容はみんなわかるようにコロナ対策にしか集中しないだろう。ほとんどが。そうすると1つの部署だけが多くの質問を負わされて。先ほど、誰々議員さんの答弁をした通りですとか。そういうのが出るから、あんまり意味がないと思うんだよな。広く市政に対する一般質問というより、今の時期が時期だから。そでれもやるならどうにかやり方はあるだろうから、やはり会派にみんなが持ち帰って、資料を議会事務局からいただいて、それで早急にある程度の議論の結論を出してほしい。それをあげてほしい。というのが一番だと思うんだよな。

○吉田（千）委員 6月議会。質問事項は会派内で調整をしていただいて、この緊急性を要するもの。そうでないものに関しては、今回はちょっと見合わせていただくことがよいだろうという風に考えます。それから、人数ですけれども、ドント方式ですと、今お手元にいただいた資料によりますと7人の場合、あるいは13人という状況はありますけれども。そうしますと中々他の方々が、中々入りにくい状況になりますので、代表質問というか、そういう形が取ればいいのかではないかなと。そうすると各会派の代表が

質問ができるという。そういう状況になるので、会派内で質問事項をよく調整をさせていただいてするという。それから、その中でも出て来た一般質問。内容がですね、ほぼ同じであるという場合は、先ほどちょっと、今吉田（博）委員がおっしゃっておられましたように、ほぼほぼ同じものを繰返すということはいかななものかというような風に思いますので、そこは本当に、出された会派の内容をきちっとやっぱり精査をしていただいたうえで、絞り込んでいくという。そういった形が必要ではないのかなと思います。人数ですけれど、先ほども申した通り、各会派がやはり出席が出来るというような形がいいのではないかなというように思います。吉田（博）委員さんが、もうちょっと会派でもいいのではないかなというお話があったのですが、うちも一般質問の事項はですね14日くらいには考えて行かないと無理だろうという風に思うんですよね。質問の通告がございしますので、そのことを考慮しますと、それぞれ各会派でですね、今ある程度のきちっと決めて行かないと質問をどういう形でやるんだという。そこがちょっと問われてくるのかなという風に考えますので、出来れば私としては、その方向性を決めていくということが大事ではないかなという風には考えます。

○勝田委員 皆さんの意見を拝聴いたしまして、私も先ほどドント方式と申し上げたんですが、まったくやれない会派が出て来るというのもやはり問題かなと思います。なので他の委員の皆さまの意見をまとめさせていただくと、各会派の代表が質問する。内容に関しては、同じようなものは調整をする。というようなことで行っていきたいという風に私の意見として申し上げたいと思います。

○塚原委員 14日に皆さん集まりますよね。そういう意味では先ほどありましたように、そこで調整してもいいのかなと。会派代表質問を取るとするとやはり、そこで時間調整とかが必要なかなと思ってまして、その辺を踏まえて14日会派に持ち帰って一度相談した方がいいのかなと思います。

○鈴木委員 会派で1回話し合いが出来ればいいことだと思います。ただ14日くらいまでにその結論を出さないと間に合わないかなと思うので、なるべく早くそれを開催させていただきたいということで、若干やはりどういう点を投げるのかという部分なんです。まず、議場に入る人数で、これは議員と執行部の人と別々に考えるべきだと思うんです。例えば、議員は間隔を空ける議席にしたんだから全員入って、執行部の人は発言をする人だけが、随時入ってくる方法とか。いろんな考え方が出て来ると思うので、そういうところをまず会派に話を投げようとしているところで、何を投げるのか。あとは一般質問がいいのか、代表質問がいいのかそういうテーマを絞って会派の方に一度投げてって14日までに結論をだしてくれということでいかがでしょうか。テーマをまず会派に投げる、議題で話し合うということが先だと思います。

○海老原委員長 みなさんから意見が出ましたが、次回は22日ですね。22日に議運をやって、前回のスケジュールから言うと22日にやって、25日が一般質問の提出日だよね。22日に議運をやって、25、26が一般質問の期限と。含めるとやはり14日ですか。どうするか今日決めておかないと22日の時、いろんな条件がですねきつと思いますので、できれば今日決めさせていただきたいと思うのですが。

○吉田（博）委員 だったら会派に持ち帰って14日が臨時会なんだから、臨時会が終わったら議運やって、そこで決めればいいだろうよ。14日なら間に合うだろう。

○篠塚議長 14日臨時議会の時に会場に入る人数とかもございますので、まず、それが6月定例会になりますので、一般質問とかは後回しにさせていただいて、まず、入る人数の方法を決めていただければと思います。それから、先ほど会派代表者会議の件もありましたので、出来ればその他でもちよっとご相談をすることがあるんですが、14日の臨時議会の後に会派代表者会議を招集させていただいて、そこでご意見をいただくということを考えておりますので、まずは、会場に入る人数等をどのようにするかを決めていただければと思います。

○海老原委員長 それでは会場に入れる人数というのは臨時議会も含めて、6月定例と。

○篠塚議長 臨時議会が6月定例会の基本になると思いますので、とりあえず、臨時議会どのようにしていくか。人数は、定足数半分の人数が居れば意思決定できますので、それから、ただ採決の時には全員入っていただくとか。このつくばの方に書いてあるようなことにしていくのか。どのようにするか。それとも、そのまま全部議場に入って進行していくのかとか。それを決めていただければ。それが6月議会と同じになると思いますので、そこを決定していただければと思います。

○海老原委員長 それでは、今議長がですね、議場の入る人数ですか。いかがいたしましょうか。

○吉田（博）委員 正味、本会議場に居る時間はどのくらいなんだ。臨時議会は。どのくらいと考える。そんなに居ないだろう。

○天貝事務局次長 暫時休憩して各委員会をやりますけれども、前後合わせても1時間はないのではないかなという風には思います。

○吉田（博）委員 臨時議会がどうのというよりも、6月の定例会の人数だけでもいいだろう。臨時議会はこの前やったやつでいいんじゃないの。間だけ空けてさ全員が入ってやつで。あそこに1日いるから問題がある訳だから。

○篠塚議長 臨時議会は、本当に時間短縮という形で、最初にですね全員入っていただかないと開会出来ませんので、最初全員入っていただいて、それから休憩して抜けていただくとか。そういう形になると思います。臨時議会に対して、全部入ってでいいのであれば、そのようでもいいでしょうし、それを含めてご検討いただいて、別にするよといったらそれでも結構ですし、よろしくお願いします。

○吉田（博）委員 最初は全員入らなくちゃ議会が成立しないからな。途中でおなか痛くなる人がいるから。

○海老原委員長 5月の臨時議会は、先日提案されました配置でね、行くと。

○吉田（博）委員 それでいいだろうよ。

○海老原委員長 どうでしょうか。よろしいでしょうか。臨時議会だけですけれどもね。

○篠塚議長 あと執行部が入る件なんですけれども。これは感染拡大を防止するという観点から市長はもちろん入るしかないんですが、副市長は1人抜けてもらうですとかね。部長は関連の部長は抜けてもらうとか。考えられると思うので、それをちょっと

合わせてお話していただいて、決めていただければと思います。

○吉田（博）委員 そういふのは、事前に議長と議運の委員長でちゃんと打ち合わせしろよ。いちいちキャッチボールしてどうすんだ。

○海老原委員長 それについてはまずですね、議員については、先日ありました配置で全員出席ということでよろしいでしょうか。議員ですね。5月の臨時会については。それから執行部については、5月の臨時会も6月定例会も市長プラス副市長のどちらか。あと一つは担当ということでいいんですか。市長公室長と。

○篠塚議長 つくばの方の②に書いてある執行部と書いてあるんですが。出席者は必要最小限にするということになっておりますので、そこを決めていただければと思います。必要最小限にするのか、それとも今まで通りにするのかということです。臨時議会はですね今まで部長が案件がある部長だけだったんですが、副市長が入っておりましたので、それも含めてということで。

○吉田（千）委員 まず、それではですね今議長さんからお話があった5月議会はどうするのかという。そこをしっかりと。先ほどのお話ですとだいたいまあ議員は全員、まあ短いから出席だよと5月議会に関しては。そして執行部の方々に対しては、今お話があったように副市長については両方来るといふお話だったんですけど。出席ということで。1人ですか。そういうご提案がありますのでそこはちょっと5月議会に関してはですね、出来るだけ最小限の出席者で私はいいのではないかといい風にですね。執行部側ですね。そういう風に思うところなんですけれども。副市長も1人ということでございますので、その辺で5月議会に関しては決定をしてはよいのではないかと思います。

○勝田委員 今話の流れを伺っておりまして、5月と6月を分ける考えで。議員も執行部も取りあえず5月を皆さんのご意見を集約していただいて。6月に関してはちょっとその次に決めていただくという手順であればと思うのですけれども。

○海老原委員長 それでは、5月ですね。5月については議員は全員出席ということで、時間も短いようですので。執行部については。

○天貝事務局次長 執行部の方も座席を広げて間隔を空けてどうかという案がございますので、今資料の方をお配りさせていただきました。場所ですけれども、3人掛けの席を2人掛けにして、両副市長を両サイドに配置しまして、財政課長、一番左上ですけれども、こちらについては、今図面では市民生活部長のところに着座しておりましたけれども、他のテーブルを左側に配置しまして、そこに座っていただければどうかという案でございます。

○吉田（博）委員 これでいいだろうよ。委員長。

○海老原委員長 5月、6月とありましたので、5月臨時会はこの席ですね。執行部につきましては、議員もですね、この席で行うということでよろしいでしょうか。

○天貝事務局次長 今お話にものぼっておりました副市長の件はいかがいたしましょうか。

○吉田（博）委員 これでいいだろうよ。2人だろ。

○海老原委員長 はい。いいですね。この通りで。5月の臨時会についてはですね。議

員も全員出席。執行部も全員出席ということで、この座席表で行うということでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○海老原委員長 それでは、そうさせていただきます。次は、じゃあ6月はどうしますかということになります。

○篠塚議長 もう一つ。議場の方なんですけど出口のドアを全部今と同じように開放していただいてよろしいでしょうか。選挙の時は全部施錠することに決まっていますが。傍聴席はじめ席を全部開放するというのでよろしいのでしょうか。

○吉田（博）委員 いいと思うよ。

○海老原委員長 問題ないですね。

（「ありません」の声あり）

○海老原委員長 それではですね、6月定例会はいかがいたしましょうか。先ほどの吉田（博）委員は14日にもう1回議運をとという話もありましたが。

○天貝事務局次長 先ほど、各会派に持ち帰ってというお話もございましたので、先ほどドント方式の資料を配布させていただきました。それについて、ご説明させていただいてよろしいでしょうか。

○鈴木委員 ドント方式を使うかどうかをやる前に、傍聴者を入れるのか入れないのか。傍聴者を入れなければ傍聴席が空く訳ですよね。そこに議員が着座する方法もあると思うので。ドント方式だと議場に議員を入れない算段が先になっている。ただ傍聴席との絡みがあれば議員が全部入れるんじゃないかと思うんだけど。その辺を考えてから。

○篠塚議長 傍聴規定がございまして、傍聴者を入れないということはできないものですから、傍聴がありますので、それはご了解いただきたい。

○吉田（博）委員 議長の言う通りで、何のためにアクリルの。やるんだらう議場に。やはり傍聴は、これは阻害することは出来ない。だから傍聴は議会とは別という考え方がいいと思う。

○天貝事務局次長 配付させていただいた資料で、本会議への入場者数と一般質問のやり方と2種類ございますけれど。だいたい同じ内容でございますので、本会議入場者数13人の場合というものでご説明させていただきます。なぜ13人かと申しますと、定足数が半分の12という決まりがございまして、トイレに退室するという方も中にはいらっしゃるのかなという風に考えておりますので、13という数字にさせていただきます。こちら13とした場合には一番下にありますように出席数ということで左の郁政クラブから申し上げますと7名、3名、2名、1名、0名と。市民ネット21が0名になってしまうということになります。そうしますと、中々理解が得にくいのかなということで1枚めくっていただいて、こちらでは各会派に均等割りです1名ずつを与えるというものでございまして、一番下から2行目の（2）ですね、均等割り各会派1名を議席として与えると。それから残った13人から5名分を除いた8名をドント方式により導き出そうという感じでございまして、そうしますと、網のかかっている部分が8番までということでございますので、一番下段の合計数ということで郁政クラブから6、3、2、

1, 1 という案でございます。

○海老原委員長 何かありますか。

(「ありません」の声あり)

○海老原委員長 それではですね、6月定例会の議員の入場者数並びに質問者数ということですが、先ほど吉田(博)委員からは、一旦持ち帰って14日にもう一度という形もでしたが、その他でご意見がありましたらお願いいたします。

○吉田(千)委員 今のお話ですと出席人数に関しては、各会派1名は必ず出席ということの確認をさせてください。そして残りはドント方式でどうかという。そういう案が今提案されたということで。その人数。出席人数に対しては私もそういう方式でよいのではないのかと思います。これをまず決定をしていくという中で次にこういった一般質問の形態にするかについて、各会派に持ち帰って、代表質問にするのか、その中でどのような方式にするのかということを決めていただくという状況じゃないのかと思うのですが。先ほども申し上げたように質問事項は今コロナ禍という中で、それに対する今回執行部から出されましたけれども、それに関連すること。あるいはそれ以外でコロナ禍に対して、これだけはどうしてもという思いが有られる方もいらっしゃると思うので、その辺で一般の制限についてはどうするのかということもちょっと考えなければならぬのかなという風に思います。代表者質問にしてもその時間はどうするのか。その辺もちょっと検討としてですね。具体的に何を会派に持ち帰って検討するか。鈴木委員さんから初めのころにありましたけれども、しっかりそこが明確になって戻さないと各会派でさまざまところが出て来ると本当に集約も出来なくなってしまうのかなと思いますので。委員長すいません。その辺を絞り込んでもらえればと思います。

○吉田(博)委員 今の吉田(千)委員の話を聞いていて、その辺も含めて各会派の方々いろんな意見がでるだろうから、それを14日に持ち寄って出来れば最終的には決めると。ただ、いろんな意見がでることをそれを集約して決めなくてはならないんですよ。議運が。だからいろんな意見は出す。会派の中で。ただそれを14日の時には全部決めると。質問者を何人。時間をどのくらい。それを議運で全部決めて行く。ただ、今のこの会議の中では何もないからね。ここで決めるというのは無理だから我々は会派の代表で来ているのだから会派に持ち帰ってみんなの意見を聞く。それで会派の中で上げると。その方がいいだろうと。いろんな意見が出ていいんですよ。

○吉田(千)委員 おっしゃる通りだと思うのですが、いろんな意見はいいんですけど、何を決めるのかというのだけはちょっと明確にしておかないと。いろんなものがあがってきたものから集約するというのは、今私たちが求められているというのは、今おっしゃった通り吉田(博)委員さんがおっしゃってくださったその4点かな。

○吉田(博)委員 資料が出ているんだからこれを会派の皆さんに見せてこの中から集約すればいいんじゃないのかな。つくば、牛久、取手と参考事例があるんだから。これだけ資料があれば問題ないと思うよ。この中で各会派で決めていただければ。

○小松澤事務局長 委員の皆さまのご意見の通りだと思います。先ほど鈴木委員からもありましたが、何を会派に議論してもらうのか。テーマを事務局の方でまとめさせてい

ただいて、そのうえで会派でまずはご協議いただく。先ほど14日という案もございましたけれども、次回集まった時に持ち寄っていただくということで、事務局の方からあらかじめテーマをお示ししたいと思うのですがいかがでしょうか。

○吉田（博）委員　うちの会派は1時から会議を開くからそれまでに間に合うの。

○小松澤事務局長　がんばります。

○海老原委員長　そのほか何か詰めておくことはありますか。

○鈴木委員　ドント方式を否定する訳ではないんですが、密を防ぐという考え方で、議席を見ると。1番と2番が隣同士がくっつかっている状態にドント方式でもなってしまう場合がありますよね。それなら、列ごとに休憩してもらう形を取る方が密という状態が防げるんじゃないのかなと。例えば、左右両サイドが2人掛けですよね。これどっかが居なければ密でなくなるという解釈であるとするならば。列ごとという方が密を防げるんじゃないか。という考えもありますので、その辺も含めて急いで事務局の方で考えてもらって会派で話し合う議題を決めてもらおうと話し合いをして代表者会議を託す予定でいます。

○天貝事務局次長　鈴木委員からのご提案ですけれども、例えば一番右の列1，7，13，19をまず欠席。中に入らないようなことにすると。もしくは5番，11，17，23を入れないというような話であったかと思えますけれども。一般質問を行いますとそのたびに入れ替わりがあったりとかするようなこともございます。その調整の難しさもあるのかなという風に考えてございます。こちらについてもお時間をいただいて整理させていただきたいと思えます。

○吉田（博）委員　また状況によっては一般質問をやるかやらないかということもあると思うんだよね。コロナがどういう風になるのかで。微妙なところだよね。その辺は臨機応変でいいんじゃないかな。

○勝田委員　会派代表者質問になった場合の時間を均等にするのか、人数割にするのかというのを、その試案をちょっといただけるとありがたい。

○天貝事務局次長　今会派代表者質問というようなお話がございましたけれども、会派代表質問につきましては、所属議員が2人以上の会派は代表質問が出来るものとするという先例がございます。これを見ますと柏村議員が質問できないという状況になりますので、そちらについてもご了承いただければと思います。その他時間につきましては、決められた時間がございます。郁政クラブですと均等割り30分に55分が加算されて85分と。それぞれ会派で決まりがございまして、政新会が60分。公明党50分。共産党が40分。市民ネットが出来ないという決まりがございまして、そちらを含めて各会派でご議論いただきたいと存じます。

○海老原委員長　ドント方式にする場合に、議場に入らない議員は音声の聞こえる部屋又はインターネット中継により本会議の状況を確認するとありますが、これは。

○天貝事務局次長　入れない議員につきましては、こちらの第1委員会室席も皆さん決まっておりますので、そちらに居ていただいても結構ですし、モニターもございまして音声も流れます。こちらがよろしいかと存じます。その他執行部については、第4委

員会室それから第3委員会室等で控えるということによろしいのかなと考えてございます。

○吉田（千）委員 質問時間。例えば代表質問にした場合なんですが、特例ということで牛久市の事例ですけれども、代表質問した場合に質問時間を45分から30分に短縮すると。そういった事例がここにあるんですけれど。牛久市の場合は載っているんですけれど、そういった考え方は当市でもこれをするのであれば大丈夫であるという認識でよろしいのでしょうか。

○天貝事務局次長 先ほどご説明させていただきましたけれども、均等割りの部分がございます。土浦市議会の場合は代表者質問の場合は30分というのがありますので、そこを短縮するとか。そういったことで対応できるのかなという風に思います。

○篠塚議長 質問時間とか人数につきましてはですね、今回は特例でございますので、特例として合わせて代表質問という形を会派で何人までいいのかとか。時間にするとか。いろいろあると思います。それも含めて話し合っていて出していただければと思います。ちなみにこの牛久市は質問時間だけです。答弁時間を含んでおりませんので、それぞれの議会によって変わってくるということです。

○海老原委員長 それではですね、6月の定例会につきましては、14日にもう一度ですね、議運を開いて決定するというところでよろしいですか。

（「はい」の声あり）

○海老原委員長 そのようにさせていただきます。それでは6月の定例会につきましては以上とさせていただきます。その他ございますか。

○篠塚議長 質問はありがとうございました。お願いがございまして、実は会派代表者会議をやって、それからやっていこうと思ったのですが、皆さん会派の代表ということで14日議会運営委員会の中でいろんな話をしていく。ついては会派の方ですね一般質問の内容について重複しないように調整をしていただきたいというのがございます。これは先ほど出ていたご意見の中で同じような質問を繰り返してもしょうがないということがございますので、そこをよろしく願いいたしたい。それからもう一点次亜塩素酸水を各地区公民館で19日から配布する予定でいるそうです。補正予算にも出て来ましたが生成器を購入して各地区公民館で配布をするという予定でございます。それで、その際に出来れば議員の皆さま方にお手伝いをしていただければと。これは私の勝手なお願いでございますが、先日お配りいたしました防災用のベストを着用していただいて各地区の公民館で各状況とかよくご存じでしょうからお手伝いをしていただければと。これはお願いとして皆様にお伝えしたいと思いますので、どうでしょうか。いかがでしょうかということでございます。

○海老原委員長 今の議長からの提案はいかがでしょうか。五中地区はどっちなの。五中地区は2カ所でやるのか。

○小松澤事務局長 神立地区コミュニティーセンターも含めて9カ所でやるということでございます。

○吉田（博）委員 それは別に議運に諮らなくたって、議長のお願いなんだからみんな

に言えばいいだけだ。強制じゃないんだから。

○海老原委員長 その他ございますか。

○塚原委員 今のやつは案内とかはどうなっているんですかね。各地区に次亜塩素酸水を配りますよみたいな。案内はどういうような形で取られるのか。

○篠塚議長 14日の臨時議会で正式に決まってから案内が出ますので、これは来週の情報でございます。具体的な話はこれからです。それから、各会派でお話をしているということですので、ご検討いただきたい点がございます。新聞各紙で出ていると思うのですが、議会によっては政務活動費を返還するとか。議員報酬を下げるとか、そんなことを、定額給付金を受け取らないとかという話が出ていると思うのですが。その辺の話もしていただきたいのですが、あらかじめルールがございまして、ご説明させていただきますと。議員報酬につきましては、土浦市の場合、審議会を開かなければいけないので、これは手間がかかりますので、中々報酬を削減するという話は難しいところがありますので、それをお含みおきいただきたい。続いて、定額給付金については、これは各自の判断でお願いします。政務活動費につきましては、土浦市の場合も各会派に支給されております。これを返納するとなると寄付行為に当たる可能性があって、これは全国議長会の方に事務局の方に問い合わせさせていただいた時にそういう可能性があるのも返還するというのは難しいかなと。最終的に使わなかった場合は同じように予算の組み換えが出来るということなんです、そういうことがありますので、話し合いがあった場合には情報として、このようなことがあるということです。

○鈴木委員 今の点で、筑西が返還したというような話を聞いたんですが、それは交付後の返還だったんでしょうか。

○天貝事務局次長 筑西については確認しておりませんでした。申し訳ございません。ただ取手市議会につきましては、新聞で報道されました。取手につきましては交付される前であったということで、新聞では返納という表現になっておりましたけれども交付されてなかったということで、それをいただかなかったという風なことでございます。

○鈴木委員 筑西も調べておいてください。

○天貝事務局次長 はい。

○小松澤事務局長 先日、全国議長会に問い合わせた結果なんですけれども、先ほどお話ししたようにもらう前、交付を受ける前であればいいんですけれども、受けた後に返すとなると寄付行為になってしまうと。確実になるという訳ではないのですが、そういった蓋然性が非常に高いということなのでやらない方がいいでしょうということをしていただきました。これは問い合わせたところ即答で、多分他でも問い合わせがあったのかもしれないんですけれども、即答で帰ってきたという状況でございます。

○海老原委員長 その他皆さんの方で何かございませんか。

(「なし」の声あり)

○海老原委員長 ないようですので、事務局から何かありますか。

○天貝事務局次長 事務局から事務連絡をさせていただきたいと思います。すでにご案内のとおり14日9時30分から全員協議会がございましてよろしく願いいたします。

す。それから５月２２日の議運の時にですね、前回全協でもお話させていただいてますとおり、災害時の非常時参集及び連絡訓練を行うこととなっております。時間につきましては、８時４０分に議長が登庁されまして、４５分に議運の委員長に連絡が行くこととなります。それから時を同じにして議運の委員長から議運の委員さんの方へ連絡が行くこととなります。その後委員長と委員の皆様については議会事務局へ参集いただいて、おそらく９時１５分くらいまでには大丈夫かなと思いますけれども、それから各常任委員会への議員の皆さまへ連絡を確認いただくということになっておりますので、よろしくお願いいたします。

○海老原委員長 はい。この件についてはよろしいですね。その他ございますか。

（「なし」の声あり）

○海老原委員長 なければ、以上を持ちまして議会運営委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。